



島根県報

令和6年10月4日（金）
第555号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県統計調査条例の規定による県統計調査の指定の一部改正	（統 計 調 査 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業 廃止の届出	（高 齢 者 福 祉 課）	2
農地を利用する権利の設定に関する裁定	（農 業 経 営 課）	2

【公 告】

公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	3
砂利採取業務主任者試験の実施	（河 川 課）	3

【正 誤】

平成18年1月10日付け島根県報第1,741号中	（河 川 課）	4
--------------------------	---------	---

告 示

島根県告示第605号

島根県統計調査条例の規定による県統計調査の指定（平成21年島根県告示第240号）の一部を次のように改正し、令和6年10月4日から施行する。

令和6年10月4日

島根県知事 丸 山 達 也

3の項中「統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）」を「統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）」に改める。

島根県告示第606号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和6年10月4日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	廃止年月日
社会福祉法人友愛会	特定施設入居者生活介護	特定施設入所者生活介護事業所 琴引の里	飯石郡飯南町頓原2001	令和6年9月30日
	介護予防特定施設入居者生活介護			

島根県告示第607号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和6年10月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
大田市久手町刺鹿字反ノ迫1426番2	田	2,007
大田市久手町刺鹿字反ノ迫1427番1	田	1,553
大田市久手町刺鹿字反ノ迫1438番1	田	576

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和6年11月1日	権利の始期から令和12年12月31日まで	24,000

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
大田市久手町刺鹿字反ノ迫1426番2	山田 隆
大田市久手町刺鹿字反ノ迫1427番1	山田 隆
大田市久手町刺鹿字反ノ迫1438番1	山田 隆

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年10月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量、現地測量（地図情報レベル500）及び路線測量）

2 作業期間

令和6年10月1日から令和7年3月13日まで

3 作業地域

出雲市灘分町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年10月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

2 作業期間

令和6年9月24日から同年12月27日まで

3 作業地域

益田市白上町地内

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

令和6年10月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験の日時

令和6年11月8日（金）午前10時から12時まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

次に掲げるいずれかの手続により試験の申込みを行うこと。

(1) 令和6年10月15日（火）までにしまね電子申請サービス (<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/jari-sikenn>) により申し込むこと。

(2) アからカまでの手続により申し込むこと。

ア 提出書類

(7) 受験願書（所定の様式）

(4) 受験票（85円切手を貼り、郵便番号、住所及び宛名を記載すること。）

(6) 写真2枚、うち1枚は受験票に貼り付けること。（縦6センチメートル×横4センチメートルとし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

イ 受験手数料

7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

ウ 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所又は島根県砂利協会

エ 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

オ 受験願書等の受付期限

令和6年10月15日（火）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送の場合は、令和6年10月15日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

5 合格発表

試験結果は、令和6年11月29日（金）に郵送にて本人に通知するほか、合格者の受験番号を県河川課のホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>) に掲載する。

電話等による照会には一切応じない。

6 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理係（電話0852-22-6783）に照会すること。

正

誤

平成18年1月10日付け島根県報第1,741号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

箇所

誤

正

3

島根県告示
第21号中

地 区
海 岸 名
美保関

地 区
海 岸 名
北浦